

取扱区分：「公開」

令和4年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年4月11日（木）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和4年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年4月11日(月) 午前10時9分 ~ 午前10時56分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第7番	田 中 榮 作
第8番	歳 光 時 正	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第6番 高 橋 恵

(3) 事務局職員 5人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 5人

産業振興部農林課	課 長	六 郎 万 淳 一	
産業振興部農林課	6次産業化・地産地消担当係長	藤 村 泰 宏	
産業振興部農林課	農政担当副主任	田 村 光 啓	
産業振興部農林課	森林・有害鳥獣対策室主査	藤 井 栄 介	

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第13号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第15号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件
議案第16号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
議案第17号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等の実施について	1件
議案第18号	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第19号	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第20号	令和4年度周南市農業委員会事業計画の策定について	1件

第3 報告事項

報告第18号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	7件
報告第19号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	2件
報告第20号	農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第21号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	5件
報告第22号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	2件
報告第23号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	4件
報告第24号	非農地判断の結果について	202件
報告第25号	現況が農地でないことの証明等について	6件
報告第26号	令和4年度の周南市農業委員会の予算について	1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動について、ご報告いたします。

【人事異動報告】

【新任の挨拶】

次に、農林課の職員をご紹介します。

六郎万農林課長より、農林課職員の紹介と、令和4年度の農林課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

六郎万農林課長

【挨拶・職員紹介】

藤村担当係長

【挨拶】

田村担当副主任

【挨拶】

藤井担当主査

【挨拶】

貞光担当

【挨拶】

六郎万農林課長

【令和4年度農林課予算の概要の説明】

中山事務局長

ありがとうございました。

農林課職員は、ここで退席となります。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、現在のところ18人中16人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。(この後、藤原委員が入室。出席委員17人となった。)

なお、本日の欠席は、第6番・高橋 恵 委員の1名で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時9分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第4回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第3番・岩田実委員、第17番・林俊一委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第13号は、1議案3件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の合計面積が1,866平方メートルの保全管理されている農地です。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は、高齢で耕作が困難になった上、農業後継者がいないため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、農業経営の安定のため、農地を取得するものです。

利用権を設定している農地の取得のため、取得後の経営面積は、約790アールと変わりませんが、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

現地調査の結果及び補足説明について、高橋委員から説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中山事務局長

中山事務局長

それでは、第6番の高橋委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

3月17日に事務局と現地確認いたしました。

なお、譲受人、譲渡人には電話にて確認いたしました。

譲受人は、北部地区を中心にじゃがいも、玉ネギ、人参などを約6.8ヘクタールほど営農しております。

申請地の周辺でも耕作しており、申請地も譲受人が利用権を設定して耕作していました。

そこで、譲渡人は高齢で、後継者もないことから、譲受人に譲渡することにし、今回の申請になりました。

今後も今までと同じで、じゃがいも、玉ネギ、人参の耕作をしていくとのことでした。

特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第13号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第13号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆と、畑1筆の合計面積が1,152平方メートルの保全管理された農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は、今後耕作する予定がなく、農地を手放したいと考えていたため、譲受人に贈与により譲り渡すものです。

譲受人は、自宅に隣接する申請地を耕作するため、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約59アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番 弘中委員

12番の弘中です。

先に譲受人と譲渡人について、所有権移転の意思のあることについて確認をいたしました。

去る3月24日に事務局と共に現地調査をいたしました。

申請地は耕作道及び水路水系とも大変良好で、山間部にあっては非常に農地背景もいいようであります。

申請者も耕作に必用な人的耕作要件も完備しており、この移転については適切でなかろうかというふうに判断をされます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第13号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

番号3番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の合計面積が1,723平方メートルの保全管理された農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得し、耕作地を拡大するため、申請地を譲り受けるものです。

取得後の農地は、約56アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

第18番 山下委員

第18番の山下です。

番号3番は、申請譲渡人の両親が持分2分の1ずつで相続した土地で、その後、父親の死亡により父親の持分を子である譲渡人が相続し、現在では、議案の中で外1名と表示している譲渡人の母親と譲渡人が持分2分の1ずつで共有しているものです。

この度の許可申請は、譲渡人が高齢により耕作が困難になったため、経営規模の拡大を計画していた申請譲受人に、売買契約により所有権を移転しようとするものです。

3月22日に、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、譲受人の自宅に隣接し、また、譲受人が現在耕作している土地にも隣接した、登記簿地目が田の2筆の土地で、段々状に6枚になっており、草刈り等もされ保全管理されていました。

当日、譲受人の自宅を訪問し、譲受人の妻から、自分が耕作している土地の続きにあることから耕作地を拡大し、野菜の作付けを増やしたい旨のことを伺いました。

譲渡人へは、同日、電話にて意思確認をいたしました。

近年は作物を栽培しておらず、ハンマーナイフモアでの草刈りや、トラクターでの耕起により自己管理してきたが、高齢により今後の管理が困難になったので、売却することにしたとのことでした。

関係書類も完備されており、処理基準に照らして所有権移転に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

ただ今の議案第13号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第13号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2 ページ及び3 ページの議案第14号は、1 議案4 件です。

それでは、番号1 番についてご説明いたします。

申請借受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を借り受け、パネル設置面積 473.87 平方メートル、パネル枚数 288 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが1 基です。

賃貸人は、高齢のため、借受人に貸し付けるものです。

申請地は、中須支所から南西へ約 940 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯委員

第4 番 佐伯委員

4 番の佐伯です。

議案14号1 番について調査報告します。

3 月22日、事務局と現地確認しました。

農地は草刈りもされてきれいに維持されていました。

賃渡人とは電話にての確認になりましたが、高齢のため休耕中で今後も耕作し作付けは困難なため、今回の話を受け、貸すことにされたようです。

近隣のかたには本人が歩かれ説明をし、了承してもらったとのことです。

借受人とは電話での確認になります。

近隣の家にも設置説明に行き、了承を得ており、隣接の農地に水路、農道等に影響は無いと思われまますので、許可しても良いと思われまます。

審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第14号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第14号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

それでは、番号2番についてご説明いたします。

申請借受人は、隣接地に老人ホームを建設するに当たり、仮設事務所等を設置する建設ヤードが必要となったため、一時的に転用しようとするものです。

賃貸人は、借受人からの申込みを承諾したものです。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ約340mに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法上の用途地域が定まっている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番 歳光委員

8番、歳光でございます。

番号2について調査を行いましたので報告をします。

場所、面積等は事務局の報告のとおりです。

3月24日に事務局と現地調査を行いまして、また、4月5日に再度調査を行いました。

今回は、許可後より9月30日までの一時転用で、盛土高最高が1.5メートル、最低が0.3メートルで、仮設事務所や駐車場4台分、型枠材料や足場材料等置く所であり、隣にある許可済みの老人ホーム建設用地に建設するための一時利用でございます。

問題になることもないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第14号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号、番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第14号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積856.13平方メートル、パネル枚数332枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

譲渡人は、今後も耕作する見込みがないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北へ約180メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番 弘中委員

12番の弘中です。

当案件につきましては、先に譲渡人、譲受人双方について移転契約が成立していることを確認いたしました。

去る3月24日、事務局と現地を確認し調査をいたしました。

転用の農地の周囲は、比較的平坦な農地でありまして、県道、市道が周囲を交差貫通しておるといような状況のところでありま

す。

これが、設置後に周辺農地の耕作道、水利水系に悪影響を及ぼす
というような状態にはないように確認もされます。

したがって、別段大きな障害はないように確認をされました。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第14号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号、番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第14号、番号3番は、許可と決定
いたします。

続きまして、議案第14号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ
ネル設置面積516.19平方メートル、パネル枚数232枚を設置する
もので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置に協
力して譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市熊毛体育センターから西へ約360メートルに位
置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公
図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第

2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番 原田委員

第11番の原田です。

議案第14号4番について補足説明をいたします。

去る3月27日に事務局と現地確認、4月4日及び、4月7日に、申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は、現状休耕で草が刈られていました。

周辺は耕作中農地、休耕農地及び作業道路で、太陽光パネルのみの設置で日当たりを妨げることもなく、住宅からも離れており反射による照りの問題もないと考えています。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、日当たりが良く搬入路もある申請地が適地と判断したとのことでした。

譲渡人は耕作予定はなく、国が推進している再生可能エネルギー普及に協力したいとのことでした。

既に事業者から周辺土地所有者には説明しているとのことでした。

申請地の雨水の排水は道の下に埋められたヒューム管を介して、農業用水路への放流で、汚水の発生はなく問題はないと考えていますが、ヒューム管の詰まりの懸念もあることから、詰まらないような処置をするよう要望しました。

また、年2回程度草刈り管理するとのことでした。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました

が、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第14号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第14号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第15号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

議案第15号についてご説明いたします。

本件は、令和3年12月総会の議案第48号番号3番で許可した転用事業計画の変更申請です。資料に前回の議案も添付しておりますのでご覧ください。

申請譲受人は、申請地を購入し、計画変更後のパネル設置面積835.50平方メートル、パネル枚数324枚を設置しようとするもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

変更計画による新たな譲渡人は、今後も耕作する予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

計画変更による申請地は、徳山西インターチェンジ入口から南西へ約460メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、

位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番 岩田委員

3番の岩田です。

議案第15号1番について補足説明します。

本申請は、新たな農地の権利移動許可申請を含む、太陽光発電業者による事業計画の変更になります。

3月24日、事務局の方と現地確認をしました。

雑草が生え数年耕作された様子ではありませんでした。

3月31日譲受人である太陽光発電業者さんと電話にて事業計画と今回申請の農地、4481番の1面積805平方メートルについて説明を受けました。

昨年12月の総会で許可された農地、4480番の1面積1,579平方メートルと今回の申請地は隣り合わせで、発電事業を一体化することによる事業計画の変更だとの説明でした。

4月2日、譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。

昨年相続したが発電事業のお話があり、売却することにしたそうです。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第15号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第15号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第16号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

議案第16号について、ご説明いたします。

第13区農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和4年2月14日から3月14日の1か月間、公募を行いましたところ、応募者2名の候補者がございましたので、3月22日に周南市農地利用最適化推進委員評価委員会を開催し、二人の方の評価を行い、評価が上位の者を決定いたしました。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっておりますことから、本議案において、お諮りするものです。

氏名等は記載のとおりで、委嘱期間は、本日から令和5年7月23日までとなります。

以上でございます。

ただ今の議案第16号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

中山事務局長

議長（山下会長）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号は、承認することに決定しました。

続きまして、議案第17号、「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等の実施について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

議案第17号について、ご説明いたします。

令和3年4月1日付けで発せられた農林水産省経営局農地政策課長通知により示された「非農地判断の徹底について」の非農地判断の処理を経ずに、農地ではない土地として、利用状況調査の対象としてこなかったものについて、通知、関係法令等の趣旨に添い、非農地判断その他の必要な処理を行おうとするものでございます。

対象となる土地及び処理内容等については、別紙1の『「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱」の適用範囲等』のとおりとし、処理に係る別紙2の「周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱」を制定しようとするものです。

以上でございます。

それでは、ただ今の議案第17号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号について、採決を行います。

原案のとおり承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

中山事務局長

議長（山下会長）

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第17号は承認することに決定いたします。

続きまして、議案第18号、「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

議案第18号周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について、ご説明いたします。

この改正は、農地法施行規則の一部が改正され、周南市が行う埋蔵文化財の把握の試掘のための一時転用は、許可が不要となったことから、所用の改正をするものです。

以上で説明を終わります。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第18号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号について、採決を行います。

承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号は承認することに決定いたします。

続きまして、議案第19号、「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

議案第19号周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制

定について、ご説明いたします。

令和4年2月2日付け3経営第2584号の農林水産省経営局長通知で、最適化活動の目標の設定、最適化推進の点検・評価等の考えが示されたことから局長通知に用語を統一するなどの、所用の改正をするものです。

以上で説明を終わります。

議長（山下）会長

それでは、ただ今の議案第19号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号について、採決を行います。

承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号は承認することに決定いたします。

続きまして、議案第20号、「令和4年度周南市農業委員会事業計画の策定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

議案第20号について、ご説明いたします。

別紙のとおり、「令和4年度周南市農業委員会事業計画（案）」をまとめましたので、本事業計画を策定することにつきまして、ご審議を求めるものです。

別紙では、先月の協議会でお配りしたものからの修正箇所につきましては、本日、「修正箇所対照表」をお配りしておりますのでご覧ください。

本文は3ページから始まりますが、3ページでは、本市の農業及び農業者の公的代表機関として事業展開するにあたっての基本方針

及び6つの事業方針を述べ、重点事項として（１）農地等の利用の最適化の推進、（２）農地法等の適正執行、（３）農業委員会組織の体制整備と活動強化の3項目を掲げています。

4ページ、5ページは、会議の開催・出席として総会の日程等の組織運営に関することを記載しています。

6ページから14ページが、メインの活動計画で、先にお伝えした基本方針、重点事項の下、（１）農地等の利用の最適化を推進する活動、（２）農地法等関係活動、（３）組織活動、（４）研修活動、（５）情報提供活動、（６）日常活動、（７）その他の活動の7つの活動を実行する計画としています。

最後の15ページは、年間活動計画表として主要事業のスケジュールを記載し、全体として「事業計画」としております。

以上でございます。

議長（山下）会長

それでは、ただ今の議案第20号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思っております。

このことを踏まえ、議案第20号について、採決を行います。

承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第20号は承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第2、報告事項に入ります。

報告第18号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9 ページから11ページの報告第18号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は7件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページの報告第19号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第19号を終わります。

続きまして、報告第20号「農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページの報告第20号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設へ

の転用の1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページから15ページの報告第21号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第22号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、2件です。

番号1番については、農地法施行規則第53条第5号の災害復旧工事のための一時転用、番号2番については、同条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第22号を終わります。

続きまして、報告第23号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページの報告第23号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後、3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているもので、今回は4件です。

添付書類も完備され、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、事務局長専決により書類を受理しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページから28ページの報告第24号は、利用状況調査実施後に非

農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は202件です。

判断の結果、非農地が160件、農地が42件であると決定しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

29ページから30ページの報告第25号は、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をしたので、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第18条の規定により、非農地判断の結果及び非農地証明書の交付等を報告するもので、今回は6件です。

番号1番から番号6番までの6件につきまして、非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号「令和4年度周南市農業委員会の予算について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

31ページの報告第26号は、令和4年度周南市予算が成立しましたので、別紙のとおり、周南市農業委員会の予算について、ご報告いたします。

主な増減としましては、別紙の2ページの中ほどの、農業委員会委員報酬が前年度に比べ、約180万円の減額、農地利用最適化推進委員報酬が前年度に比べ、約300万円の減額となっています。

これは令和2年度決算額を参考に計上したものです。

また、その下のほうの、通信運搬費及び庁用器具費について、前年度に比べ、併せて約220万円の増額となっています。

これは、農地調査用タブレット端末の購入と、それに伴うインターネット接続料によるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第26号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第4回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時56分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年4月11日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 岩 田 実

委 員 林 俊 一